

## 払戻請求書（出金伝票）による当座預金出金の取扱い開始に伴う 「当座勘定規定（一般当座用）」の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年11月18日（月）から払戻請求書（出金伝票）による当座預金出金の取扱いを開始することに伴い、当金庫の「当座勘定規定（一般当座用）」を下記のとおり改定いたします（令和6年8月15日付けで当金庫ホームページに掲載いたしました『「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて』の一環です。）。なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用いたします。

### 記

#### 1. 改定する規定

「当座勘定規定（一般当座用）」

※改定後の規定は、電子化のうえ、当金庫ホームページに掲載いたします。

#### 2. 主な改定内容

(1) 当座預金からの払戻しについて、現行の小切手の振出のほか、払戻請求書による取扱いを開始することに伴う所要の改定

(2) 当座預金からの払戻しに払戻請求書を使用する場合、当座勘定の口座番号が確認できる資料と当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあること及び求められた書類の提示等がない場合には取引を行うことができないことを追記

※詳細は、次頁以降の新旧対照表（全2ページ）をご参照ください。

#### 3. 改定日

令和6年11月18日（月）

以上

本件に関するお問い合わせは、お取引のある当金庫本支店までお願いいたします。

■ 「新旧対照表」

・ 当座勘定規定（一般当座用）

1/2

改定後	改定前
<p><b>8.（手形、小切手等の支払い）</b></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手又は当金庫所定の払戻請求書を使用してください。</p> <p>(4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当座勘定の口座番号が確認できる資料と当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p>	<p><b>8.（手形、小切手の支払い）</b></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p><b>10.（支払いの範囲）</b></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 手形、小切手等の金額の一部支払はしません。</p>	<p><b>10.（支払いの範囲）</b></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>
<p><b>13.（手数料等の引落し）</b></p> <p>(1) 当金庫が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手、<u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引き落とすことができるものとします。</p> <p>(2) 省略</p>	<p><b>13.（手数料等の引落し）</b></p> <p>(1) 当金庫が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引き落とすことができるものとします。</p> <p>(2) 省略</p>
<p><b>17.（印鑑照合等）</b></p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>又は諸届け書類に使用された印影又は署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、請求者等が請求等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して取り扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>	<p><b>17.（印鑑照合等）</b></p> <p>(1) 手形、小切手又は諸届け書類に使用された印影又は署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、請求者等が請求等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して取り扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>

改定後	改定前
<p>30. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、小切手又は払戻請求書に届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務又は当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p>	<p>30. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、小切手に届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務又は当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p>
(2024年11月18日現在)	(2022年11月4日現在)